二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
和田谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する水路及び道路のうち、その接している区間の水路敷及び道路敷
和歌山県東牟婁郡串本町大字和深
字和田之谷　九三七番二
九三八番
九三九番一及び九三九番二
九四〇番一及び九四〇番二
九四一番及び九四一番一
九四二番一及び九四二番二
九四三番
九四四番一及び九四四番二
九四五番一及び九四五番二
九四六番
九四七番
九四八番三
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
藪根川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する水路及び道路のうち、その接している区間の水路敷及び道路敷
和歌山県東牟婁郡串本町大字和深
字下地　八六六番一及び八六六番七
八六七番一及び八六七番二
八六八番及び八六八番一
八六九番一及び八六九番二
八七〇番一及び八七〇番三及び八七〇番四
八七一番三及び八七一番四
八七五番
八八三番
八九三番
八九四番六及び八九四番七

○国土交通省告示第六百二十七号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の三十第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり船級協会の登録を更新したので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

平成二十八年四月五日

国土交通大臣　石井　啓一

○国土交通省告示第六百二十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月五日

国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
南鳥鹿野川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
愛媛県西予市野村町鳥鹿野
八一九番　一号
八一七番　二号
八一三番　三号及び四号
八〇九番　五号
一八八六番　六号
一八八〇番　七号
八三九番一　八号
八三七番　九号
八三四番　十号
八一八番　十一号
八三二番　十二号
八六二番一　十三号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
鳥鹿野南下川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
愛媛県西予市野村町鳥鹿野
一八五四番三　一号
一八五二番　二号
一八四四番　三号及び四号
九八四番　五号
九七九番　六号
一八五六番　七号

○中国地方整備局告示第五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月五日

中国地方整備局長　丸山　隆英

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山口市宮野上字下田一八三八番一から同市宮野上字観音前一八二九番一まで	前	二八・〇〇～四三・〇〇メートル	〇・〇四五キロメートル
	後	二八・〇〇～三九・〇〇メートル	〇・〇四五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○四国地方整備局告示第六十三号

吉野川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域について、平成二十七年四月二十日四国地方整備局告示第七十二号を次のように改正する。

関係図面のうち「第四十三号図から第四十八号図」を「第五十三号図から第五十八号図」に図面番号を変更し、「第四十三号図から第五十二号図」を挿入して指定する。

その関係図面は、四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年四月五日

四国地方整備局長　石橋　良啓

（図面省略）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件

一　登録更新年月日　平成二十八年三月二十七日
二　登録番号　3
三　登録の更新を受けた船級協会の名称　DNV GL AS
四　住所　Veritasveien 1, 1363 HØVIK, 0219 BÆRUM, KINGDOM OF NORWAY
五　代表者の氏名　Harry Remi Eriksen
六　検査を行う事業所の名称及び所在地

名称	所在地
ノルウェーオスロ本部	Veritasveien 1, 1363 HØVIK, 0219 BÆRUM, KINGDOM OF NORWAY
東アジア承認センター	7／8 Fr. Cl, 38, Marine city 2-ro, Haeundae-Gu, Pusan 612824, REPUBLIC OF KOREA
上海承認センター	House No.9, 1591 Hong Qiao Road, Hong Qiao State Guest Hotel Shanghai 200336, PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA
図面承認部	兵庫県神戸市中央区御幸通４丁目２番20号　三宮中央ビルディング９階
神戸支部	兵庫県神戸市中央区御幸通４丁目２番20号　三宮中央ビルディング８階
横浜支部	神奈川県横浜市中区桜木町１丁目１番８号　日石横浜ビル14階
広島支部	広島県広島市東区若草町12番１号　アクティブインターシティ広島オフィス棟11階